第一章第一節中第四条の次に次の一条を加える。

（国際政策統括官の職務）

第五条　国際政策統括官は、金融庁の所掌事務に関する国際関係事務のうち、重要な政策の総括に関する事務をつかさどる。

附則第四条中「第五条第一項」を「第六条第一項」に改める。

附則第五条中「第六条第一項」を「第七条第一項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（職員の退職管理に関する政令の一部改正）

2　職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第二号中「第十七条第一項」の下に「若しくは第六十二条第一項」を加える。

第十二条第二号ヘ中「、金融国際政策審議官」を削り、同条第三号に次のように加える。

ニ　金融庁の総務企画局に置かれていた金融国際政策審議官

（罰則に関する経過措置）

3　前項の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第二百十六号

都市再開発法施行令及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第九十九条の三第一項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二百三十六条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（都市再開発法施行令の一部改正）

第一条　都市再開発法施行令（昭和四十四年政令第二百三十二号）の一部を次のように改正する。

第四十条の二に次の一号を加える。

三　組合の定款により施設建築物の一部（その床面積が組合及び全ての参加組合員が取得することとなる施設建築物の一部の床面積の合計の二分の一以上であるものに限る。）が与えられるように定められた参加組合員である者

第四十六条の十四中「第四十条の二」の下に「（第三号を除く。）」を加える。

（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令の一部改正）

第二条　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（平成九年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

第四十条に次の一号を加える。

三　事業組合の定款により防災施設建築物の一部（その床面積が事業組合及び全ての参加組合員が取得することとなる防災施設建築物の一部の床面積の合計の二分の一以上であるものに限る。）が与えられるように定められた参加組合員である者

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

国土交通大臣　羽田雄一郎

内閣総理大臣　野田　佳彦

東日本大震災の被害者の食品衛生法第五十二条第一項の許可等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年八月二十九日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第二百十七号

東日本大震災の被害者の食品衛生法第五十二条第一項の許可等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災の被害者の食品衛生法第五十二条第一項の許可等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令（平成二十三年政令第二百七十四号）の一部を次のように改正する。

本則中「平成二十四年八月三十一日」を「平成二十五年二月二十八日」に改め、第十七号を削り、第十八号を第十七号とし、第十九号を第十八号とし、第二十号を削り、第二十一号を第十九号とし、第二十二号を第二十号とし、第二十三号を第二十一号とし、第二十四号を削る。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。ただし、本則中第十七号を削り、第十八号を第十七号とし、第十九号を第十八号とし、第二十号を削り、第二十一号を第十九号とし、第二十二号を第二十号とし、第二十三号を第二十一号とし、第二十四号を削る改正規定は、平成二十四年九月一日から施行する。

厚生労働大臣　小宮山洋子

内閣総理大臣　野田　佳彦

中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年八月二十九日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第二百十八号

中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第四十四号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣は、中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第四十四号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十四年八月三十日とする。

内閣総理大臣　野田　佳彦

総務大臣　川端　達夫

財務大臣　安住　淳

厚生労働大臣　小宮山洋子

農林水産大臣　郡司　彰

経済産業大臣　枝野　幸男

国土交通大臣　羽田雄一郎

中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年八月二十九日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第二百十九号

中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第四十四号）の施行に伴い、並びに中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第四十一条第一項及び第二項、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第四条、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五十三条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行令の一部改正）

第一条　中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行令（平成十一年政令第二百一号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第二条第八項」を「第二条第九項」に改める。

第八条中「第十三条第六項」を「第十三条第八項」に改める。

第九条及び第十条を削る。

第十一条中「第二十六条第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同条を第九条とする。